

学生規則（理療科）

1 授業

- (1) 授業中見えにくいところ、難解なところ、疑問点等が生じた時は、進んで教職員の指導を受ける。
- (2) 授業中の録音機使用については、その教科科目担当者の許可を得る。
- (3) 1 授業時間は、50分とする。

2 学習

- (1) 各自の所属する学科の目的を自覚し、常に積極的に学習する。
- (2) 点字使用について助言を受けた者は、自身の状況を鑑み必要に応じて習得に励む。
- (3) 予習・復習に努める。
- (4) 家庭や寄宿舎における学習は、計画的・持続的に行う。
- (5) 理療科の生徒が行う基礎実技の自主練習または実技実習は、別に定める「理療実習と実技練習の指導方針（心得）」に基づく。

3 試験及び評価

- (1) 試験は、定期試験・臨時試験及び模擬試験の3種とし、試験時間は、原則として50分とする。答案提出後は、すみやかに静かに退出する。ただし試験開始後30分は、答案の提出を認めない。
- (2) 定期試験について
 - ア 前期・後期ともに2回（中間・期末）実施する。
 - イ 定期試験の試験時間割表は、試験第1日目より1週間前に発表する。
 - ウ 音声による出題または解答は、普通字及び点字を使えない中途失明者において、合理的配慮に基づき認める。
- (3) 進級基準について
 - ア 各教科科目の学年評価
50点以上
 - イ 各教科科目の出席時数
3分の2以上（臨床実習科目は5分の4以上）
- (4) 模擬試験は、あん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験、きゅう師試験受験希望者、及び上級学校進学希望者に対し、必要に応

じて実施する。

(5) 試験に際して不正行為のあった場合は、受験を停止し、その試験科目の評点を0点とみなすとともに、処分を科する。

(6) 試験当日の欠席者（出席停止は除く）については、原則として再試験は行わない。

4 欠席・欠課

(1) 生徒は、欠席・欠課・遅刻・早退がないように努める。

(2) 生徒が自己の都合で欠席・欠課・遅刻または早退をする場合、その旨をすみやかに学級担任に連絡する。

(3) 次の各号に掲げる場合は、届け出の際その旨を申し添えなければならない。

ア 交通機関の事故のため登校できない場合

イ 感染症発生のため出席を停止された場合

ウ 受験・公認試合等のため授業を受けられない場合

エ 忌引・服喪のため登校しない場合

5 校内生活

(1) 登校及び下校

ア 8時35分までに登校し、16時55分までに下校する。

イ 下校時刻後校内に残る時は、学級担任または関係教職員の許可を得る。

(2) スクールバス利用について

ア 登校・下校にスクールバスを利用する生徒は、事務室に提出する「交通費（通学費・帰省費）所要額届け」において、その旨を記載する。

イ 登校時、乗車停留所で定刻の「5分前」から待機する。

ウ 下校便は、15時30分

ただし、学校行事により、時刻の変更がある。

エ 車内で飲食をしてはならない。

(3) 自転車による通学は認めない。

(4) 校内では事故防止のため、次の事項を守る。

ア 右側通行を厳守する。

イ 廊下を走らない。

ウ 曲り角では、一旦止まって安全を確かめる。

エ 廊下での立ち話は、慎む。

オ 対面に人がいる時は、声をかけあう。

カ 校舎・敷地内の地理を正しく把握する。

- (5) それぞれのロッカーは、ていねいに使用し、内部は、いつも整理しておく。
- (6) 学校行事・生徒会活動は、授業に準ずるものであり、全員参加する。
- (7) 日課時間中の外出（または帰舎）は認めない。ただし、緊急又は止むを得ない事情がある場合は、学級担任に申し出て、承認を得た後、外出（または帰舎）することができる。
- (8) 通学生が寄宿舎を訪問する時は、学級担任に伝えたのち寄宿舎の承認を得る。
- (9) 休業日に学校施設を使用するときは、事前に関係教職員の許可を得る。
- (10) 男女は、お互いに人格を尊重し、節度を守り、健全・明朗に交際する。
- (11) 喫煙について
本校の敷地内は禁煙とする。

6 校外生活

- (1) 外出や旅行の際は、家族に行先・用件・同行者・帰宅予定日時等を告げておく。
- (2) 外出時・通学時・帰省時・旅行時には交通ルールを守り安全に留意する。特に、全盲者及び準盲者は、必ず白杖を使用する。
- (3) 積極的に社会参加し、多くの人と接する機会を持つ。
- (4) 心身の疲労、睡眠不足を来すような娯楽はつつしむ。
- (5) 生徒としてふさわしくない飲食店・劇場・遊技場等には立ち入らない。

7 保健衛生

- (1) 日ごろから偏食を避け、十分な睡眠、身体に合った運動に心がける。
- (2) 定期検診は、必ず受け、病気に関する要注意、要治療の指示に従う。
- (3) 眼の異常、体の異常に気付いた時は、速やかに保健室の健康相談を受ける。
- (4) 学習・進路・人間関係等、心の悩みがある時は、積極的に学級担任や養護教諭に相談する。
- (5) 特別の場合を除き、授業時間中には通院しない。

- (6) 身のまわりや校舎内外の清潔美化に努める。
- (7) 清掃は、原則として、毎日放課後 15 時 5 分から 15 時 20 分の間にていねいに行う。

8 災害時の措置

- (1) 災害発生時には、冷静に状況を判断し、迅速に行動する。
- (2) 校内における災害発生時には、教職員の指示に従い、安全な場所へ避難する。
- (3) 火災を想定した避難訓練の際には、次の点に留意する。
 - ア 窓は閉め、教室入口の戸は開けておく。
 - イ 出火場所、避難順路、避難場所を確認する。
 - ウ クラス単位で列を組み、ハンカチを口に当て、背を低くして避難する。

9 届け出を要する事項

次の事項に該当するときは、速やかに学級担任に申し出て、必要な手続きをとる。

- (1) 本人の氏名・住所・電話番号の変更
- (2) 保護者の氏名・住所・電話番号の変更
- (3) 自主通学届

次の事項に該当するときは、速やかに指導課の指示を受け、または許可を得る。

- (1) 校内において、生徒が集会・会合等の行事を行う場合
- (2) 学校内外において、生徒が主体となって金品の徴収をする場合
- (3) 学校の内外を問わず、ポスター、その他の掲示物を掲示する場合
- (4) 学校内外において、署名活動や調査を行う場合
- (5) 学校の名において、校外の団体に加盟したり、集会・行事等に参加する場合
- (6) アルバイトをする場合
- (7) 合理的配慮として異装を希望する場合
- (8) 遺失物・拾得物のある場合

10 持ち物

- (1) 自分の持ち物には記名する。
- (2) 生徒として不相応な物は持たず、貴重品や金銭の取り扱いは、特に注意し、できる限り身の周りから離さないようにする。

(3) 学校の内外を問わず、金品の貸し借りはしない。

1 1 忌引き日数等

(1) 本人の配偶者 10日

(2) 本人の親及び子 7日

(3) 本人の祖父母、本人の孫、
本人の兄弟姉妹、配偶者の親 3日

(4) その他の親族 1日

(本人の実の叔父・叔母、子の配偶者、
配偶者の祖父母、配偶者の兄弟姉妹、
配偶者の叔父・叔母)

葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合は、実際に要する往復日数を加算することができる。

服装について（理療科）

服装は、常に清潔にし、華美でない、生徒にふさわしいものを用いる。

男子、女子ともに制服は設けない。ただし、理療師を志す者として、患者さんに信頼される身なりを心がける。

（1）頭髪

理療師にふさわしい頭髪等とする。黒色または褐色以外の染髪は認めない。原則、パーマはかけない。整髪剤も用いない。心配な時は、担任と相談する。

（2）服装

特に指定はないが、学習にふさわしいものを用いる。
なお、止むを得ない事情により異装にする時は、「異装許可願」を学級担任に提出し、校長の許可を得る。

（3）装飾品

原則、一切の装飾品は認めない。また、華美な髪どめ等も認めない。判断ができない時は担任と相談する。

（4）はき物

校舎内は、上履きシューズを使用する。